藁科地域小中一貫校整備事業計画

公募型プロポーザル説明書

１．趣旨 1
２．プロポーザルの概要 1
（１）基本事項 1
（２）事務局 1
３．事業計画概要 2
４．プロポーザル日程 2
５．応募条件 2
（１）応募資格 2
（２）設計業務実施上の条件 3
６．応募方法 4
（１）応募の手続 4
（２）参加表明書及び技術資料の記載要領 4
（３）技術提案書の提出者を選定するための評価基準 6
（４）プロポーザルに関する質問及び回答 6
７．技術提案書の提出及びヒアリング（第２次審査） 7
（１）提出意思確認書の提出 7
（２）技術提案書の提出 7
（３）技術提案書等の作成要領 8
（４）ヒアリング審査（非公開） 9
（５）設計候補者を特定するための評価基準 9
８．審査等 10
（１）プロポーザル審査会 10
（２）審 査 10
９．現地見学 11
10．設計業務委託契約の概要 11
（１）設計候補者特定後の手続き 11
（２）委託業務概要 11
（３）見積りの条件 11
（４）契約の条件 11
11．その他 12

１．趣旨

本市における学校の適正規模・適正配置は、平成24年10月に教育委員会からの諮問を受けた「静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会」から「静岡市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方及び具体的方策」について答申がなされた。その後、より一層少子化が進むと見込まれる中で、平成28年２月に「静岡型小中一貫教育推進方針」が策定されたことを受け、学校の適正規模・適正配置の取組を加速するための基本的な考え方や取組の進め方等を示す方針として平成28年９月に「静岡市立小・中学校適正規模・適正配置方針」を策定した。

令和４年４月には「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会」を設置し、従来の基準に加え、適正規模・適正配置に取り組む対象となる学校の優先度など整理した「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針（改定）版」を策定した。

児童生徒数の減少が著しい葵区山間地においては、令和３年度には清沢地区から清沢小学校と中藁科小学校との統合の要望書が提出されるとともに、令和４年９月に、中藁科・清沢地区より、中藁科小学校、水見色小学校、清沢小学校３校と藁科中学校の再編に関する要望書が提出されている。

これらの経緯をふまえ、本事業は、中藁科小学校、水見色小学校、清沢小学校３校と藁科中学校を対象とした施設一体型の藁科地域小中一貫校を整備し、開校を目指すものであり、藁科地域小中一貫校校舎等の設計にあたって、設計者の高度な発想力、設計能力等を求めるべく、公募型プロポーザルを実施する。

２．プロポーザルの概要

（１）基本事項

ア　設計候補者の特定は「技術資料」と「技術提案書」の二段階で行う。一段階目は「技術資料」の書類審査であり、設計業務における業務の実施方針等について問う。二段階目は図書を含む「技術提案書」について審査する。

イ　対象敷地

静岡市葵区大原1398-1

約18.816㎡（現況：建物敷地　保有7,633㎡、運動場　保有11,183㎡）

市街化調整区域（建ぺい率：60%、容積率：200%）

ウ　施設規模

延床面積：3,850㎡程度

構造：木造（原則、無垢材を使用）（一部 混構造は可）地上２階建て

（２）事務局

静岡市　教育委員会事務局　教育局　教育施設課　建設整備係

所在地　　：〒424-8701　静岡市清水区旭町6番8号

ＴＥＬ　　：０５４－３５４－２５１４

メールアドレス：kyouikushi@city.shizuoka.lg.jp

３．事業計画概要

別添「藁科地域小中一貫校整備事業計画概要書」のとおり

４．プロポーザル日程

令和６年５月 10 日(金)	公告
令和６年５月 10 日(金) ～ 令和６年５月 17 日(金)	質問受付期間（１回目）
令和６年５月 20 日(月) ～ 令和６年５月 27 日(月)	質問受付期間（２回目）
令和６年５月 24 日(金)	１回目回答（静岡市ホームページに掲載する）
令和６年６月３日(月)	２回目回答（静岡市ホームページに掲載する）
令和６年６月 20 日(木)	参加表明書・技術資料の提出期限（必着）
令和６年７月４日(木)	第１次審査(技術資料の書類審査、技術提案書提出者の選定) ※審議：非公開
令和６年７月９日(火)	第１次審査結果通知（発送予定） 技術提案書提出要請（第１次審査通過者に対してのみ）
令和６年８月 23 日(金)	技術提案書の提出期限（必着）
令和６年９月４日(水)	第２次審査(技術提案書のヒアリング審査、設計候補者の特定) ※ヒアリング（プレゼンテーション）：非公開、審議：非公開
令和６年９月 11 日(水)	第２次審査結果通知（発送予定）

５．応募条件

（１）応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

なお、資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

ア　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ　令和6・7年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17 年静岡市告

示第43号）に基づく資格の認定を受けている者のうち、建築関係建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント」とする。）業務の認定を受けている者又は技術提案書提出日（令和６年８月23日）までに同認定を受けた者。

《認定に関する手続き及び問合せ先》

静岡市 財政局 財政部 契約課（静岡庁舎 10 階）

住 所：〒420－8602 静岡市葵区追手町５番１号

ＴＥＬ：054-221-1027

※認定に必要な申請書は令和６年６月28日（金）までに静岡市契約課に提出すること。

ウ　平成26年度以降、この公告の日までに、次に掲げる要件を満たす業務の元請けとしての完了実績（共同企業体方式にあっては、構成員の代表者としての完了実績）を有する者又は前述の者を含む官公需適格組合（「共同受注しようとする物品納入等の種類」が「設計監理」である組合に限る。）であること。

（ア）新築又は増築で、１棟の延床面積（増築の場合は増築部分の面積に限る。）が900㎡以上の木造建築物の実施設計業務の実績があること。

※海外における実績については、事務局までご相談ください。

エ　地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

オ　静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）に基づく入札参加停止等を受けている期間中でないこと。

カ　暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25 年静岡市条例第11号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（２）設計業務実施上の条件

ア　管理（総括）技術者（※１）は、参加表明書提出者の組織に所属する一級建築士とし、担当技術者との兼任はできない。

イ　管理（総括）技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務は除く）が、３件以下であること。

ウ　意匠担当技術者は、１名以上とし、参加表明書提出者の組織に所属する一級建築士であること。

エ　各技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の２の規定に基づく定期講習の対象となっている場合にあっては、当該講習を受講している者であること。

オ　積算担当技術者は、１名以上とする。

カ　構造担当技術者は、１名以上とし、そのうち１名は構造設計一級建築士であること。

キ　電気及び機械担当技術者は、それぞれ１名以上とし、そのうち電気及び機械担当者それぞれ１名は設備設計一級建築士であること。

ク　次の（ア）から（ウ）までに掲げる者は、それぞれその組合員又は構成員と同一のプロポーザルに参加することはできない。

（ア）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合

（イ）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会

（ウ）法人以外の共同受注を行う団体

※１「管理技術者」とは、静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款（平成27年５月14日施行）第10条第１項の定義による。

６．応募方法

（１）応募の手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び技術資料を提出すること。

ア　提出方法　持参又は郵送（宅急便、宅配便を含む。）とする。
持参の場合は、土日祝日を除く午前９時から午後５時までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留郵便に限るものとする。

イ　提出先　　事務局

ウ　提出期限　令和６年６月20日（木）まで（必着）

エ　提出様式　静岡市ホームページ（以下「静岡市ＨＰ」とする。）よりダウンロードすること。（https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2948/s006442.html）

（ア）参加表明書（様式１）・・・・・・・・・・・・１部提出

（イ）技術資料

a　事務所の同種・類似業務実績（様式２）
b　管理（総括）技術者の経歴等（様式３）
c　各担当技術者の経歴等（様式４）
d　協力事務所の名称等（様式５）
e　追加業務担当技術者の経歴等（様式６）
} ２部提出（証明書の写し等を含め左上ステープラ１ヶ所留め）

f　業務の実施方針（様式７）…… 11 部提出

（２）参加表明書及び技術資料の記載要領

ア　参加表明書（様式１）

提出者名は、５（１）イにより、本市の認定を受けている又は受ける予定である組織名（商号又は名称）及び代表者名を記載すること。

提出者の一級建築士事務所登録通知書等の証明できる資料の写しを添付すること。
官公需適格組合の場合は、構成員を証明できる資料の写しを添付すること。

イ　事務所の同種・類似業務実績（様式２）

同種・類似業務実績の確認申請書（建築計画概要書）又は計画通知書等、５（１）ウに記載の業務実績（設計者、構造及び延床面積）を証明できる資料の写しを添付すること。

ウ　管理（総括）技術者の経歴等（様式３）、各担当技術者（意匠、構造、積算、電気、機械）の経歴等（様式４）

管理（総括）技術者、各担当技術者の経歴等は、下記による。

（ア）氏　　名　技術者の氏名

（イ）生年月日　　西暦で記入、年齢は提出日現在で記入

（ウ）所属、役職　技術者の所属する組織及び役職

（エ）保有資格等　技術者の保有する資格のうち、５(２)設計業務実施上の条件の各項目に記載された当該分野の資格を記入する。
各技術者の資格証明書の写しを添付すること。

（オ）手持業務の状況

手持ちの設計業務（令和６年６月30日現在及び特定後の契約予定を含む。）について、以下の項目を記入する。ただし、工事監理業務は除く。

a　業務名　　具体的に記入

b　発注者　　再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記入し、( )内に事業主を記入する。

c　受注形態　　単独、官公需適格組合、協力事務所又は共同体のうち該当するものに〇をつける。共同体の場合は他の構成員を( )内に記入する。

d　業務概要　　対象施設の施設用途及び規模・構造を記入する。合わせて関わっている分担業務分野及び立場（管理（総括）技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入する。

e　履行期間　　業務の履行期間

（カ）業務実績　　管理（総括）技術者並びに意匠、構造、電気及び機械担当技術者が過去に携わった新築又は増築で、１棟の延床面積（増築の場合は増築部分の面積に限る。）が900㎡以上の木造建築物の実施設計業務実績及び管理（総括）技術者及び意匠、構造、電気及び機械担当技術者が過去に携わった公立学校の校舎（複合施設を含む。）の実施設計業務実績がある場合に記載する。当該実績の確認申請書（建築計画概要書）、計画通知書又は契約書等業務実施（建築主、設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び主たる用途）を証明できる資料の写しを添付すること。なお、ひと

つの施設において、「新築又は増築で、１棟の延床面積（増築の場合は増築部分の面積に限る。）が900㎡以上の木造建築物」と「公立学校の校舎（複合施設を含む。）」を兼ねている場合は、両方の業務実績としてよいものとする。

（キ）（様式４）の評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数

建築（意匠）分野（１名)、建築（構造）分野（１名)、電気分野(１名)、機械分野（１名）とする。

エ　協力事務所の名称等（様式５）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を記入する。

オ　追加業務担当技術者の経歴等（様式６）

新たに業務分野を追記する場合には、その他分野の担当技術者の経歴等について記入する。

カ　業務の実施方針（様式７）

当該業務の実施方針として、以下の項目についてＡ３判１枚（様式７）横向き（横書きとする。）に、文章及びイメージ図等により簡潔に記載する。色彩の使用及び縮尺は自由とする。事務所名等の表示及び提出者が特定できる表現は不可とする（協力事務所を含む。）。

なお、文字のサイズは10 ポイント以上とすること。

（ア）整備方針や設計の与条件

別添「藁科地域小中一貫校整備事業計画概要書」及び７（３）に記載の課題（１から３）内容を考慮したものとすること。

（イ）コスト管理に対する考え方（目標建設費を守るための方策等）

（３）技術提案書の提出者を選定するための評価基準

別紙「技術資料・技術提案書の評価基準」によるものとする。

（４）プロポーザルに関する質問及び回答

ア　提出方法　静岡市ＨＰの質問フォームに必要事項を入力の上、提出すること。

(https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2948/s006442.html)

イ　受付期間　（１回目）令和６年５月10日（金）午前９時から
令和６年５月17日（金）正午まで
（２回目）令和６年５月20日（月）午前９時から
令和６年５月27日（月）正午まで

ウ　回　　答　質問に対する回答の１回目は、令和６年５月24日（金）午前９時までに、２回目は、令和６年６月３日（月）午前９時までに静岡市ＨＰに掲載する。
（https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2948/s006442.html）

エ　そ の 他　回答事項については、本説明書及び「藁科地域小中一貫校整備事業計画概要書」の追加又は修正とみなす。

７．技術提案書の提出及びヒアリング（第２次審査）

（１）提出意思確認書の提出

技術提案書の提出要請を受けた者（第１次審査通過者）は、技術提案書の提出意思の有無について、提出意思確認書（様式８）を次のとおり提出すること。

ア　提出方法　持参又は郵送（宅急便、宅配便を含む。）とする。
持参の場合は、土日祝日を除く午前９時から午後５時（最終日は正午）までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留郵便に限るものとする。

イ　提 出 先　事務局

ウ　提出期限　令和６年７月16日（火）正午まで

エ　提出様式　様式は技術提案書提出要請書に同封する。
様式８：提出意思確認書・・・・・・・・・・・・・・１部提出

（２）技術提案書の提出

技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限は次のとおりとする。

ア　提出方法　持参又は郵送（宅急便、宅配便を含む。）とする。
持参の場合は、土日祝日を除く午前９時から午後５時（最終日は正午）までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留郵便に限るものとする。
提出書類はクリップ止めとし、製本しないものとする。

イ　提 出 先　事務局

ウ　提出期限　令和６年８月23日（金）正午まで

エ　提出様式　様式は静岡市ＨＰよりダウンロードすること。
（https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2948/s006442.html）
技術提案書（様式９）Ａ１判パネル・・・・・・・・・１部提出
上記を縮小したＡ３判（パネル化は不要）・・・・・10 部提出
技術提案書のデータを納めたＣＤ－Ｒ・・・・・・・１枚提出

（３）技術提案書等の作成要領

ア　技術提案書（様式９）

課題は次の３問とする。なお、記載にあたっては以下の事項に留意すること。

課題１　オクシズ材の利用と木材の見せ方について

―温かみのある校舎の配慮事項―

藁科地域の風土や周辺環境と調和し、児童生徒を始め地域住民にとって木の温もりが感じられ、長きに渡り愛着を持てる耐久性・防汚性を考慮した木造校舎を提案すること。藁科地域の地場産業の魅力や景観形成に寄与し、循環型経済の構築を通じて脱炭素社会への貢献を体感できる建築計画であること。

課題２　将来の可変性について　―将来を見据えた用途転用への配慮事項―

将来の児童生徒数、学級変動にも柔軟に対応できるよう、諸室の用途転用や間仕切壁の変更が容易に行えるレイアウトや区画を提案すること。室内環境や構成材の適切な維持管理及び更新を見据え、ライフサイクルコストを考慮した長く使い続けることができる建築計画であること。

課題３　環境教育の取り組みについて　―児童生徒の環境教育への配慮事項―

藁科地域の気候風土に即した自然エネルギーの活用や木材利用、校内緑化等及び校舎の高断熱化や高効率照明の導入等の省エネルギー化を検討し、地球環境と調和のとれた学校づくりを目指すとともに、省エネルギーや環境配慮等の工夫を見える化し、児童生徒や施設利用者が環境行動を行い、環境教育の場として活用できる提案であること。

新校舎は環境負荷等の低減に配慮し、ZEB Ready以上に適合した建築計画であること。なお、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、将来 ZEB に対応できる施設とすること。

（ア）用紙は、Ａ１判１枚（片面）とし、横向き、横書き使いとする。色彩の使用及び縮尺は自由とし、必要に応じ縮尺を記載すること。

（イ）提案は、文章及びイメージ図等により、基本的考え方を簡潔に記述すること。

（ウ）文字サイズは、18 ポイント以上（Ａ３判に縮小した際に10 ポイント以上）とすること。

（オ）事務所名等の表示及び提出者が特定できる表現は不可とする（協力事務所を含む。）。

（カ）技術提案書の右下隅（表面）に、技術提案書提出要請の際に事務局より通知され

た受付番号を記載する。大きさは、３ｃｍ×３ｃｍ程度とする。

（キ）写真又はカラーコピー等でパネル化（枠等を設けず、発砲ポリエチレン等の軽量な材質で、厚さ５ｍｍ程度）すること。

（ク）技術提案書作成上の基本事項

本説明書に記載した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

イ　技術提案書（様式９）のデータを納めたＣＤ－Ｒ

電子データとして１枚にまとめたＣＤ－Ｒを次のとおり作成すること。

（ア）電子データの形式は、「Microsoft PowerPoint2016」とする。

（イ）電子データの容量は、５ＭＢ以内とする。

（ウ）技術提案書に記入された内容のみ（技術提案書の内容をそのまま貼付け）とし、アニメーション設定は禁止とする。

（４）ヒアリング審査（非公開）

ア　ヒアリング日時

令和６年９月４日（水）に実施予定とする。（場所、時間については別途通知する。）

イ　ヒアリング出席者

出席者は、提出書類に記入された管理（総括）技術者及び各担当技術者で３名（機器操作者を含む。）までとする。また、代理者及び記載された者以外の者の出席は認めない。

ウ　ヒアリング時の説明（プレゼンテーション）

説明は、事前に提出された技術提案書の電子データを使ってパワーポイントにより行うこと。ヒアリング時の手持ち資料は提示禁止とする。また、追加資料は認めない。

提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提出された技術提案書を無効とする。プロジェクター、スクリーン、ＰＣ等の機材及び提出された技術提案書の電子データは、事務局にて準備する。

説明（プレゼンテーション）の時間は15 分以内、質疑応答の時間は10 分程度を予定。

エ　ヒアリングに出席しない場合

出席要請を受けた者がヒアリングに出席しない場合は、受託意思がないものとみなし、審査の対象としない。

（５）設計候補者を特定するための評価基準

別紙「技術資料・技術提案書の評価基準」による。

８．審査等

（１）プロポーザル審査会

技術資料及び技術提案書の評価による設計候補者及び次点設計候補者の特定に係る審査は、藁科地域小中一貫校整備事業設計プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が行う。

審査会委員は、次のとおりとする。

審査会委員　（順不同、敬称省略）

氏 名	所 属
石川　春乃	静岡理工科大学　准教授
早津　和之	日本建築専門学校　前校長
望月　滋人	一般社団法人静岡県建築士事務所協会 耐震判定委員会　副委員長
青嶋　浩義	静岡市教育局長
田嶋　太	静岡市環境局長
中川　将巳	静岡市都市局建築部長

（２）審 査

審査会は、「技術資料による審査」及び「技術提案書による審査」の２段階審査により設計候補者を特定する。

ア　第１次審査として、技術資料の審査により技術提案書の提出者を原則として７者程度を選定する。

イ　技術提案書の提出者として選定された者には、技術提案書に関する提出要請書を送付する。選定されなかった者には、選定されなかった旨を別途通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

ウ　第２次審査として、技術提案書及びヒアリングによる審査により設計候補者及び次点設計候補者の各１者を特定する。

エ　設計候補者に特定された者には特定通知、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。なお、特定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

オ　技術提案書の提出者の選定及び設計候補者の特定は、別紙「技術資料・技術提案書の評価基準」による。

カ　審査会の審議及びヒアリング（プレゼンテーション）は非公開とする。

９．現地見学

敷地の見学を希望する場合は、事務局に問い合わせを行うこと。

10. 設計業務委託契約の概要

（１）設計候補者特定後の手続き

審査会が設計候補者として特定した者を当該業務に係る随意契約の見積参加者として決定し、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）及びその他の法令の規定に基づき、設計業務の契約手続を開始する。ただし、設計候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合には、次点設計候補者を見積参加者とする。

（２）委託業務概要

ア 業務名　令和６年度　小中工委第２号
藁科地域小中一貫校整備事業設計業務委託

イ 業務内容　藁科地域小中一貫校整備事業に伴う基本設計・実施設計
（外構、既存建築物解体設計及び概算工事費の算出を含む。）
詳細は、「藁科地域小中一貫校整備事業計画概要書」による。

ウ 履行期間　契約締結の翌日 ～ 令和８年２月27日
※ただし、既存プールの解体設計は令和７年４月30日までとする。

エ 委託金額　委託金額は、150,000千円（消費税相当額込み）を上限とする。

オ 発注者　静岡市長

（３）見積りの条件

設計候補者として特定された者は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出すること。ただし、設計候補者として特定された者が同様の書類を既に市長に提出している場合のほか、市長が必要ないと認めるときはこの限りではない。

（４）契約の条件

ア 契約書の作成　契約の締結にあたり、契約書を作成しなければならない。

イ 契約保証金　免除する。

ウ 概算工事費の算出　基本設計完了時に、施設整備の工事費を発注者に示し、「藁科地域小中一貫校整備事業計画概要書」に示す目標建設費内である根拠を資料等により示さなければならない。
（設計者の責によらない概算工事費の増はこの限りでない。）

エ その他　　契約締結までの期間に５（１）に記載の資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結はできない。

11. その他

（１）手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51 号）に定める単位に限る。

（２）審査会の委員が関係する設計事務所及び研究室に所属する者は、応募できない。

（３）本件業務を受託した建設コンサルタント（「再委託先の建設コンサルタントを含む。」以下同じ。）及び本業務を受託した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

（４）提出書類の作成、提出及びヒアリングの参加に関する費用は、提出者の負担とする。

（５）技術提案書等の取扱い

ア　提出された技術提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果と共に公開（静岡市役所庁舎内への展示を予定）する。非公開を求める場合はその旨を技術提案書に記載すること。なお、記載無き場合は公開に同意したものとみなす。また、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した」旨は公開する。

イ　上記アにおいて、技術提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合書面（書式自由、Ａ４判とする。）にてその旨を提出すること。

ウ　提出された技術資料及び技術提案書は、返却しない。

エ　提出された技術資料及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記アの場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても公開期間の終了後に複製は廃棄する。

オ　提出された技術資料、技術提案書及びその複製は、設計候補者の特定及び上記ア以外に提出者に無断で使用（公開を含む。）しないものとする。

カ　技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

（６）提出書類に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて、発注者に了解を得なければならない。

（７）技術提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

（８）次の各号のいずれかに該当する者は、原則として失格とする。

ア　提出書類に虚偽の記載をした場合

イ　参加表明書、技術資料又は技術提案書（以下、「参加表明書等」という。）を指定された方法以外の方法で提出した者

ウ　提出期限内に参加表明等を提出しなかった者

エ　指定された様式及び記載上の留意事項に適合しない参加表明書等を提出した者

オ　指定された項目の全部又は一部が記載されていない参加表明書等を提出した者

カ　指定された項目以外の内容が記載された参加表明書等を提出した者

キ　許容された表現方法以外の方法を用いて作成された技術資料又は技術提案書を提出した者

ク　審査会の委員に対し、設計候補者等の特定に関し直接又は間接を問わず連絡を取ろうとした者

以上